

令和 8 年 4 月 27 日

山形村長 百瀬 繁寿

## 入札公告

下記のとおり、一般競争入札を行うので、山形村財務規則第 106 条の規定により公告する。

### 記

1. 入札件名  
令和 8 年度山形村公用車(軽貨物車)調達
2. 調達物品及び数量  
軽貨物自動車(箱型) 2 台
3. 調達物品の仕様等  
仕様書による
4. 納入場所  
東筑摩郡山形村 2030 番地 1
5. 納入期限  
令和 8 年 11 月 18 日を限度とし、落札者と協議の上決定する
6. 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者
  - (2) 入札実施日時点において、山形村入札参加願受付簿(物品その他)に登載されている者。なお、登載されていない者で、入札参加を希望する者は、参加申込期間中に登録申請をすることができる。
  - (3) 行政機関の指名停止措置を受けている期間中の者でないこと
  - (4) 山形村暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと
  - (5) 長野県内に本店、支店又は営業所を有していること
7. 参加申請方法  
入札参加申込書の提出をもって入札参加とみなす。  
受付期間： 令和 8 年 4 月 27 日 午前 9 時から  
令和 8 年 5 月 15 日 午後 5 時まで(必着)
8. 参加申込書類  
入札参加申込書

9. 入札保証金

必要と認められたものには、入札日の2日前までに電話にて通知する。

10. 仕様書に関する質問書

提出先：山形村役場総務課

提出方法：文書、電子メール又は村公式サイト問合せフォームによる

提出期限：令和8年5月11日 午後5時まで

回答方法：村公式サイトに掲載する

回答期限：令和8年5月14日 午後5時まで

11. 入札日時・場所

令和8年5月26日 午前10時から

山形村役場2階 大会議室

12. 入札書の提出方法

入札日に持参

(代理人による場合は、併せて委任状を提出すること。)

13. 入札回数

2回を限度とする。

予定価格の制限に達しない場合、2回目の入札で有効な最低価格を提示した者から、2回を限度に見積書を徴する。

14. 無効の入札書

山形村財務規則第112条各号の一に該当する入札書は無効とする。

15. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

16. 契約保証金

落札決定日から5日以内に、契約金額に100分の10を乗じた額以上の額の契約保証金を村に納付しなければならない。ただし、山形村財務規則第124条第3項各号のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除することができる。

17. その他

(1) 本件入札は、村が保有する下取り対象車両の引取りを含むものとし、入札金額は、調達車両の購入に要する費用から下取り車両の価格を差し引いた額を記載すること。

(2) 落札者は、落札後、参考資料として見積内訳書を提出すること。なお、見積内訳書には、調達車両の購入費用及び下取り車両の価格が分かるよう記載すること。

(3) この公告に定めのない事項は、山形村財務規則による。